

# 減免の申請について

(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の場合)

## 申請期限 ……期限を過ぎるとその年度は減免できません

- \* 自動車税種別割又は環境性能割が課税されるもの → 登録時又は登録後30日以内
- \* 自動車税種別割及び環境性能割が課税されないもの → 登録日から、登録日の翌年度の6月末まで

## (減免に必要な書類)

本人 運 転	<p>★車の名義人は、手帳所持者本人又は手帳所持者本人と同一生計であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○減免申請書(窓口で記入)</li><li>○身体障害者(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳(原本)</li><li>○本人の運転免許証(両面の写し)</li><li>○車検証</li><li>△車の名義人が手帳所持者と別居で生計を一にする者の場合は、生計同一が分かるもの 例)健康保険被保険者証、確定申告書、源泉徴収票の写し等</li><li>△既に減免を受けている場合は、その車の抹消登録証明書(軽自動車の場合は返納証)または名義変更後の車検証の写し</li><li>△同居しているが手帳の住所と免許証の住所が異なる場合は、同居を確認することができる住民票の写し</li></ul>
--------------	---

家 族 運 転	<p>★車の名義人及び運転者は、手帳所持者本人又は手帳所持者本人と同一生計であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○減免申請書(窓口で記入)</li><li>○身体障害者(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳(原本)</li><li>○同一生計の運転者の運転免許証(両面の写し)</li><li>○車検証</li><li>△車の名義人又は運転者が、手帳所持者と別居で生計を一にする者の場合は生計同一が分かるもの 例)健康保険被保険者証、確定申告書、源泉徴収票の写し等</li><li>△既に減免を受けている場合は、その車の抹消登録証明書(軽自動車の場合は返納証)または名義変更後の車検証の写し</li><li>△同居しているが手帳の住所と免許証の住所が異なるときは、同居を確認することができる住民票の写し</li></ul>
------------------	---

★申請書は窓口にて記入いただけます

★手帳所持者が入院中・入所中等で本人を乗せての移動はなく、面会や日常生活用品等の移送のみの場合は該当しません。